

『第3次東大和市障害者総合プラン』（案）（令和6年度～令和8年度）
に対するパブリックコメントの結果について

東大和市における障害者施策を推進することを目的とした『第3次東大和市障害者総合プラン』（案）（令和6年度～令和8年度）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

- 1 提出された意見の数及び提出した市民等の数
2人 10件
- 2 意見の提出期間
令和5年12月4日（月）から令和6年1月4日（木）まで
- 3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方
別紙のとおり

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
1	1	<p>児童発達支援センターについて (8、61、81ページ)</p> <p>①子供に関わる機関(保育園、幼稚園、児童発達支援、学校、学童、放課後等デイサービス、フリースクール、保健所、病院など)と連携が取れる部署の所管となることを希望します。子供に関わる各部署の垣根が支援の障害にならないようにしていただきたいです。</p> <p>②児童福祉法で類型の一元化が示されたことなので、医療的ケア児も支援の対象となることを希望します。障害の重複があっても、1つの窓口で相談できるようにしていただきたいです。</p> <p>③個別の専門性の高い支援だけでなく、地域で共に生きていくための支援も希望します。</p>	<p>①児童発達支援センターの所管部署については現在調整中ですが、部署や機関の垣根を越えて密接な連携をとり、横断的に適切なサービスを提供してまいりたいと考えております。</p> <p>②令和6年4月に開設予定の児童発達支援センターには常勤の看護師職の配置を予定しており、医療的ケア児や複数の障害がある児童も支援の対象として考えております。</p> <p>③令和6年4月に開設予定の児童発達支援センターは保育所を併設しており、児童発達支援センター通所児は、保育園の園児とともに過ごしながら、インクルーシブな環境の下で活動を行う予定です。また、市におきましても、児童発達支援センターを地域に開かれたセンターとして捉えておりますことから、園庭開放や地域貢献活動について、事業者と調整してまいります。</p>

	2	<p>医療的ケア児コーディネーターについて (61、82、100ページ)</p> <p>医療的ケア児支援法が施行されて2年が経ちました。職員さんに医療的ケア児に関する研修を受けていただくだけでなく、実際に相談・支援を行えるような体制を積極的に整えていただくことを希望します。児童発達支援センターへの配置を検討していただきたいです。</p>	<p>医療的ケア児支援を進めるにあたっては、多職種の関係機関との連携体制の構築が必要であると考えております。そのため、医療的ケア児コーディネーターを担える人材の育成が当面の課題として認識しており、市職員等のコーディネーター養成研修受講を促しております。また、その配置についても今後検討してまいります。</p>
	3	<p>災害時の障害のある方への支援の取り組みについて (72、73ページ)</p> <p>これまで取り組んでくださっていることを大切に継続しつつ、一歩進んだ取り組みも必要ではないと感じます。</p> <p>避難行動要支援者名簿は登録してから一度も更新がありません。個人情報保護が壁になっていること、情報の少なさ、運用ルールが不明確であることで、名簿を預かっていますが実際にどう支援したらよいかわかりません。見直しの必要を感じます。</p> <p>令和3年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の災害時個別支援計画の作成が努力義務となりました。計画作成のモデル事業の実施を目標としていただくことを希望します。同じ時期に示された福祉避難所の受け入れ対象者の特定は個別支援計画を元に進められるのではと考えます。障害のある方は指定避難所への避難が難しいことがあります。在宅避難の支援も含めて検討していただくことを希望します。</p>	<p>避難行動要支援者名簿につきましては、ご登録後は、住民基本台帳の情報と連携し、適宜登録情報を更新しております。</p> <p>現在、当該名簿の情報を基に、災害時に避難支援等が必要となる可能性が高い方の個別避難計画の作成を進めることを検討しております。</p> <p>また、個別避難計画の内容が要支援者の実情を踏まえたものとなるよう、幅広い関係者が関与する仕組みを研究してまいりたいと考えております。</p>

	4	<p>障害に配慮したまちづくりについて (71、73ページ)</p> <p>参考の地域福祉計画の方になってしまうのですが、公共施設や公園などの改修、新設の計画に反映されていないように感じます。基準に沿った整備ではあっても、実際には使いにくいこともあります。当事者の声を聞いていただき、社会参加が進むようなまちづくりになることを希望します。</p>	<p>当事者の方のご意見を踏まえた公共施設や公園などの改修、新設につきましては、当該公共施設等の機能、役割、在り方などについて検討していく際に、必要に応じ、利用者のご意見等を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。</p>
	5	<p>生活介護について (87ページ)</p> <p>第2次のプランでは第3次プラン中には～とふるが満員になるとのことでしたが、定員拡充を進めていただきありがたく思います。</p>	<p>比較的重度の障害のある方の日中活動の場である生活介護については、特別支援学校の卒業生や現在就労継続支援B型を利用している方の高齢化、障害の重度化等を勘案し利用者数を見込み、市内の事業所整備を行っていく必要があると認識しております。</p>
1	6	<p>医療的ケア児の実態把握について (100ページ)</p> <p>令和5年5月に東大和市心身障害児・者 家族の会ゆめのわで市内の医療的ケアのある方とご家族への調査を行いました。一任意団体による調査には限界があります。先日、引きこもりに関する調査が広く市民に対して行われました。市で医療的ケア児の実態把握の調査も行っていただくよう希望します。実態を把握していただくことで、適切な支援につなげていただきたいと思います。</p>	<p>医療的ケア児の情報は、一般には公表されていないことから、その実態を把握することは困難であると認識しております。</p> <p>医療的ケア児の支援には、医療機関をはじめとする関係機関との連携が必要ですが、その連携をとおして実態の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>

	1	<p>資料の配布について</p> <p>説明会で分厚い資料を渡されましたが、福祉・障がい者の施設に事前に配付する必要があると思います。</p>	<p>障害者総合プラン（案）については、市の公式ホームページにPDFデータを掲載し、どなたでも必要に応じてダウンロードしていただくようにしております。また、障害福祉に関する団体や事業所等には、地域自立支援協議会等の関係会議を通して、適切に情報提供をしております。</p>
2	2	<p>施策の体系について</p> <p>施策の体系がいくつかに分かれ、実施に当たっての市の窓口・担当もいくつかに分かれています。どこの窓口でも対応できる体制にしてください。</p>	<p>障害のある方に関わる施策は障害福祉課のみならず、各担当課で取り組んでおります。障害者総合プランで体系化することにより、各課の施策の位置づけを認識してもらい、今後も担当課が連携し、総合的に施策が推進されるよう努めてまいります。</p>
	3	<p>施設について</p> <p>障害者総合プランに限らず、福祉について一体化した運用、箱物を構築してください。</p> <p>（例1）学校の空き教室で、幼・保・老の一体の集会室。「学童ルームとの一体化」で誰もが集える場の運営など。</p> <p>（例2）統合による廃校になる九小の活用。1階に幼児、学童、老人、障がい者用施設。2階以上に青少年、婦人、一般市民の施設の設置運営。</p>	<p>庁内で情報共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	4	<p>パブリックコメントについて</p> <p>12月1日付けの広報で公示後、1週間で説明会、1か月以内にコメント提出というタイトな日程で市民に伝わるでしょうか。市の姿勢に疑問を持ちます。</p>	<p>パブリックコメントについては、東大和市パブリックコメント実施要綱で規定されております。要綱では、案の公表時期について「意思決定を行う前の適切な時期」とされており、実施期間について「施策等の案の公表の日から起算して30日以上意見提出期間を設けるものとする。」とされており、今回のパブリックコメントは要綱の規定に基づき実施したものであります。</p>
--	---	---	--